明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（**厚生労働**一五）　一

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一六）　二三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（**同**一七）　三五

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第七項に規定する再生医療等製品の製造工程の区分を定める省令（**同**一八）　三六

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一九、二一）　三七

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二〇）　三七

〔告　示〕

○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（**厚生労働**二九）　三九

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**三〇）　三四

省令

○厚生労働省令第十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年一月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久